

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福島県双葉郡葛尾村

2 構造改革特別区域の名称

葛尾村どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

福島県双葉郡葛尾村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

葛尾村（以下「本村」という。）は阿武隈山系に属し双葉郡の北部に位置し、北東に浪江町、北西に二本松市、西南に田村市と接している。天王山(1,057m)を筆頭に多くの山々に囲まれ東西 18.6km、南北 8.6km、面積 84.37 km²を有する。

(2) 気候

本村の気候は平均的にみると夏の気温はあまり高くなり、降水量も少ない。冬は乾燥気味で、降雪量も少なく、風も弱いため高地としては過ごしやすい条件である。表日本の内陸性気候のため気温格差が大きく、夏は低温域に属する。

(3) 沿革

本村は上古の時代には染羽の国と呼ばれ、和名抄に標葉郡の郷名が載るなど古くから記録が残っている。明治維新後も荘屋で村政を治めるなど農村としての歴史を刻んできた。

本村は昔ながらの農村であり、住民は助け合いの精神（本村においては「結」と呼ばれる。）のもと地域で協力してきた。過疎地であり地域の運営に住民全体の協力が不可欠なことから現代でも「結」の文化が色濃く残っている。

(4) 地域づくり

本村は、平成 23 年の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、全村民が村外へ避難するという未曾有の苦難に見舞われたが、平成 28 年 6 月、居住制限区域を解除になり帰還困難区域を除き帰村が可能となった。

かつては阿武隈山系に育まれた豊かな農畜産物が魅力の高原の里として、村民団体が主体となって様々な農産品開発が行われていたが、村外避難によって途絶えてしまった。現在は震災前の 3 割程度ではあるが稲作や畜産業が再開され、農家戸数が回復しつつある。

そのような状況を踏まえ、本村は原子力発電所事故からの復興・再生を目指し「葛尾村復興ビジョン」「葛尾村復興計画」「葛尾再生戦略プラン」を策定し、社会環境変化や村民の意向を踏まえた村づくりをすすめている。

しかし、震災から10年が経過し、住民の生活環境が村外で定着し、帰村率が伸び悩んでおり、村内への帰還促進のきっかけづくりとして、工業団地の整備や産業誘致を行っているが、原子力発電所事故賠償等によって家屋が解体され空き家すらないなど原子力発電所事故の被災地特有の様々な問題があり、将来人口の確保が大きな課題となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本村では、平成29年から住民主催で田植え、稲刈り、祝言式（昔の結婚式）などのイベントを行い、本村の伝統的文化を発信してきた。現在では、一連の活動の中で生産された米を使った日本酒の開発も行われ、製造された1,000本の日本酒は販売開始1か月で売りきれのほどであった。しかし、現在生産している日本酒は、隣町の浪江町から山形県長井市へ避難している醸造所で製造した酒であり、本当の意味で地元の酒ではないとの声もあることから地域内での製造を求める機運が高まっている。

このような農業体験イベントの実施などによる来村者の増加に伴い、村内に民泊施設もでき、リピーターとして訪れる来村者も増加している。

また、2020年に本村も含めた原発避難地域の記憶を伝える施設が双葉町にできたことから県外の来訪者が急増しているものの、来訪者の多くは原発関連の視察を終えると福島県双葉郡外へ出てしまっている。このため、福島県観光物産交流協会などと協力し、原発関連の視察後に地域へ滞在してもらうための受け皿として農業体験（米作り体験、郷土料理、林業、製鉄、野菜づくり）の実施を検討している。

こうした状況の中、本特例措置を活用し、原材料の生産からお酒の製造までのすべてを村内で行うことは、産業の創出にとどまらず、地域の特性である豊かな自然環境、歴史や伝統・文化などを再認識させ、住民の地域への誇りを喚起するものである。加えてこのような年間を通じた米作りとお酒の製造によって、地域活動の活性化や新たな商品開発が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本村では、葛尾再生戦略プランの基本的目標として「村のさらなる発展を目指し、村民一体となった復興を目指す」という方針を掲げている。村民と行政が一体となって、地域の豊かな自然を最大限に活かした“心豊かな中山間地域作り”や、帰還意欲や誇りを高める“新たな村の魅力強化”に取り組むこととしている。

本特例措置の実施により、田植えから収穫までの流れを体験できる農業交流体験活動とその体験活動で生産された米を使用した濁酒の製造が可能となる。これにより村外の人々にも本村の豊かな自然や地域資源に触れる機会をつくり、製造された濁酒を活かした新たな商品の開発によって、関係人口の増加を図る。

また、未曾有の震災・原子力発電所事故からの復興を目指す上で、本村の米を活用したこのような取組が世間に広く認知されることは、安心・安全な農産物の生産を印象づけ、風評払拭や帰還促進につながる。

以上のように、本特例措置によって可能になる濁酒の製造によって、村内の自然・文化をより魅力的に発信しつつ、飲食業や宿泊業など多様な産業を発展させ、関係人口の増加や地域産業の活性化を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

平成 29 年から実施してきた農業体験事業では、5 月のフンドシやモンペ姿での手植えでの田植え、10 月の手刈りはせがけ形式の稲刈りと、稲作特有の四季を感じる体験活動を通じて、本村住民と都市住民との交流を提供してきた。

本特例措置の実施によって濁酒の製造を 11 月に行い、それを振る舞う祝言式を 2 月に実施することで、本村に古くから根付く通年の農村生活文化を継承する活動として、より社会的意義を高められる。この意義は、葛尾村が原子力発電所事故により全村民が慣れ親しんだ郷里を離れ、生活文化を一変させられたという背景において、非常に大きな意味を持つものである。

また、大規模な工業地帯や商業施設を持たず、第一次産業が主要産業であった葛尾村にとって、原子力発電所事故による放射能汚染から現在も続く農産物等への風評被害の影響は深刻である。本特例措置によって製造された濁酒は、村に新しい商品を生み出し、関係人口増加のきっかけになるだけでなく、村内の営農再開を促進し、商業、飲食業等の収益向上に貢献するものである。

以上のように本特例措置の実施により、地域文化の継承、関係人口の増加、地域経済の活性化などの社会的経済的効果が期待できる。

○新規起業

農家民宿、農家レストラン、酒類製造業等、地域に根ざした新たな起業が期待される。

	令和 2 年末	令和 3 年度目標	令和 6 年度目標
農家民宿等の開業件数	1 件	3 件	20 件
濁酒製造件数	0 件	1 件	3 件

○観光客の増加

地域の魅力が向上することで、関係人口の増加が期待される。

	令和2年末	令和3年度目標	令和6年度目標
宿泊客数	1,000人	1,500人	3,000人
日帰り客数	12,000人	18,000人	36,000人

○農業所得の増加

観光客増加に伴う販路拡大、農業生産物出荷量の増加などから、農業所得の向上効果が期待できる。

	現在	令和3年度目標	令和6年度目標
生産農業所得	2,000万円	5,000万円	9,000万
農家1戸あたりの所得	120万円	150万円	240万円

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

1 特定事業者の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「濁酒」という。))を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

福島県双葉郡葛尾村の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（濁酒）を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

この取組により、都市住民との交流が一層深まるとともに、小規模ながらも地域に根ざした新しい産業の創出や農家の副業としての新しい収入が期待されることから、地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により、酒類製造免許を受けた場合も、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査・調査の対象とされる。

本村は、無免許製造を防止する為に制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。